

# 保育料における寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

宛先 大町市長

(申請者) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

子の氏名 \_\_\_\_\_

私は、保育料の算定に係る所得の額の計算において、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて下記のとおり申請します。

私は、保育料の算定に係る所得額の計算対象となる年（前年（4月～8月までの月分の保育料については、前々年とします。））の12月31日時点及び申請日現在、次の条件（母については1～2、父については1～3）すべてに該当していることを申し立てます。

- 1 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない母又は父であること
- 2 扶養親族又は支給認定保護者等と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている子を除き、前年の総所得金額等が38万円以下である子）を有していること。
- 3 婚姻歴がなく、また現在婚姻状態（事実婚含む）にない父である場合、上記の条件に加え前年の合計所得金額が500万円以下であること。

私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、大町市が申請者及び対象となる子の所得の額、世帯状況及び戸籍の内容を調査し、取得した情報を要件の確認のために必要な範囲内で利用することに同意します。

年 月 日 氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 【添付書類】

- ・申請者の戸籍全部事項証明書

## 【注意事項】

- ・寡婦（夫）控除等のみなし適用を受けても、保育料が減額されない場合があります。
- ・のみなし適用の認定期間を超えて適用を受ける場合には、あらためて申請手続が必要になります。
- ・本制度は、保育料の寡婦（夫）のみなし適用に関するものであり、税額（所得税、住民税）そのものや他事業には適用となりません。
- ・虚偽の申請をした場合、のみなし適用が取り消されるほか、保育料の減額分など全額返還していただくこととなります。